

スポーツ教室開催支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島根かみあり国スポに向けたジュニア選手の確保、育成を図るため、国民スポーツ大会正式競技団体（以下「競技団体」という。）が行うスポーツ教室開催支援事業に要する費用に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 スポーツ教室の開催に必要な謝金、交通費、会場使用料、消耗品費、図書印刷費、保険料、理事長が特に必要と認める経費を対象とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において配分する。

(交付申請)

第4条 競技団体が補助金の交付を申請しようとするときは、次に掲げる書類を公益財団法人島根県スポーツ協会理事長（以下「理事長」という。）に提出すること。

- (1) 補助金交付申請書 (様式1)
- (2) 実施計画書 (様式2)
- (3) 収支予算書 (様式3)

(請求手続き)

第5条 競技団体が補助金の請求をする場合は、交付決定後に補助金交付請求書（様式4）を提出すること。

(事業報告)

第6条 事業が終了したときは、事業が終了した日から起算して30日を経過する日、又は年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 実績報告書 (様式5)
- (2) 事業報告書 (様式6)
- (3) 収支決算書 (様式7)

※報告書には成果と反省、領収書（本書）を添付すること。

(額の確定及び通知)

第7条 理事長は、収支決算書及び事業報告書を審査し、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、競技団体に文書をもって通知する。

2. 競技団体は、補助金の額が確定したときにおいて、すでにその額を越える補助金が交付されている場合は、その越える額の補助金を直ちに返還しなければならない。

(帳簿の備付等)

第8条 競技団体は、当該事業に係わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、5年間保管しなければならない。

2. 理事長は、必要に応じて帳簿及び証拠書類を提出させることができる。

(補助金交付の取消し)

第9条 競技団体が補助金を不当に使用し、又は会計に不明な点があるときは、補助金の一部又は全部を取消しし、返還を求めることができる。